

芳賀町マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のイメージアップを目的として制定された芳賀町マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に際し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めたマスコットキャラクターの名称及び基本デザインとする別表及び町長が別に定めるその展開デザインをいう。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、芳賀町マスコットキャラクター使用申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 芳賀町が共催で名義の使用を承認している事業で使用する場合
- (4) その他町長が適当と認めた場合

(使用許可)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、使用者に芳賀町マスコットキャラクター使用許可書（別記様式第1号）を交付し、キャラクターの使用を許可するものとする。また、許可に関する管理は芳賀町マスコットキャラクター使用許可管理台帳（別記様式第2号）によるものとする。

2 町長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

(使用の制限)

第5条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、使用の趣旨に反するものとしてキャラクターの使用を許可しないことができる。

- (1) 町の品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (5) 町のマスコットキャラクターとしてのイメージや品格をおとしめるおそれがある場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) その他使用について不適当であると認められる場合

2 第3条に規定する申請の内容が前項の規定に該当し、不適当と認められる場合は、使用者に芳賀町マスコットキャラクター使用不許可通知書（別記様式第3号）をもって通知するものとする。

（使用時の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用にあっては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた目的及び方法により適正に使用し、使用条件に従うこと。
- (2) 定められた名称、形状及び色を正しく使用すること。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。
- (3) 第5条第1項各号の規定に該当しないように使用すること。
- (4) 原則として、キャラクターを使用した物品等には、「®芳賀町」と標記すること。

（見本品等の提出）

第7条 使用者は、物品等が完成したときは、完成した見本品を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、見本品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（申請内容の変更等）

第8条 使用者は、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ芳賀町マスコットキャラクター使用許可変更申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、芳賀町マスコットキャラクター使用変更許可書（別記様式第4号）により、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第9条 キャラクターの使用に関し、第6条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他不適切な使用を行っていると認められる場合には、町長はその使用許可を取り消すことができる。

- 2 前項の使用許可の取り消しは、芳賀町マスコットキャラクター使用許可取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、使用許可を取り消された者に対して、物品等の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取り消しに伴い発生する費用については、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 6 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責を負わない。

（使用報告の提出）

第10条 キャラクターを使用した者は、使用期間終了後、速やかに芳賀町マスコットキャラクター使用結果報告書（別記様式第6号）に使用内容を証する資料を添

えて、使用結果の報告をするものとする。

(使用期間)

第11条 キャラクターの使用期間は、原則として許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

2 使用許可の期限満了後において、引き続き使用するときは、改めて第3条の許可を受けなければならない。

(使用料)

第12条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の責務)

第13条 使用者は、キャラクターの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第14条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

(損害賠償)

第15条 第5条第1項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより町に損害を生じさせた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(庶務)

第16条 キャラクターの管理及びこの要綱に関する事務の扱いは、商工観光課が担当する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第2条関係）

キャラクターの名称	キャラクターのデザイン
はがまるくん	

別記様式第1号（第3条、第4条関係）

芳賀町マスコットキャラクター使用申請書

年　月　日

芳賀町長 様

住 所

名 称

代表者

印

電 話

芳賀町マスコットキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、芳賀町マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守します。

記

キャラクターの名称		
使用内容	対象物の名称	
	使用目的	
	製作数量	
	使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
	使用場所・配布先	
	価格（有料の場合）	
	添付書類	企画書、スケッチ、レイアウト図、 その他必要と認められる書類
担当者	氏名・連絡先 電話	

芳賀町マスコットキャラクター使用許可書

第 号

年　月　日

上記申請のとおり使用することについて、次の条件を付し許可します。

- (1) 申請内容のとおり使用すること。
- (2) 芳賀町マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) デザイン及びカラーは指定によること。
- (4) 有効期限　　年　月　日
- (5) その他

芳賀町長

印